

鳥取市保健所設置基本構想

鳥 取 市

平成 2 7 年 1 2 月

目 次

	頁
1 基本構想策定の趣旨	1
2 保健所の設置時期	2
3 保健所の所管区域	2
4 保健所設置の基本方針	2
(1) 地域保健医療と環境衛生の充実・向上	
(2) 情報発信の充実	
(3) 関係機関、団体との連携	
(4) 住民サービス及び利便性の向上	
(5) 健康・子育て支援等の拠点整備	
(6) 人材の確保と業務の円滑な移譲	
(7) 健康危機管理、災害医療への対処	
5 組織体制	4
6 職員の確保と育成	5
7 保健所の施設	5
(1) 駅南庁舎活用のメリット	
(2) 駅南庁舎の概要	
(3) 利用計画の概要	
(4) 保健所業務の関連施設の検討	
別記1	8
<参考資料>保健所の業務	13
利便性の向上、住民サービス向上の具体例	14

1 基本構想策定の趣旨

本市は、平成17年10月に、山陰地方で初の特例市に移行し、鳥取県から都市計画や環境分野等の一部の事務権限の移譲を受けました。特例市になることにより市の自主性をより一層高め、市民の身近なところで多くの市民サービスを行うことができるようになり、本市が掲げる「いつまでも暮らしたい 誰もが暮らしたくなる 自信と誇り・夢と希望に満ちた鳥取市」の実現に向けた取組を進めてきました。

このような中、平成26年5月に地方自治法が改正され、本年4月より特例市の制度が廃止されるとともに、政令指定都市に次ぐ都市制度である中核市の要件が緩和され、本市は中核市への移行が可能になりました。中核市になると、市民生活に身近な福祉や保健衛生、環境、都市計画など、さらなる事務権限の移譲を受け、市民のニーズに応じたきめ細やかな行政サービスの提供ができるようになります。

本市は、平成30年4月1日の中核市移行を目指すこととし、鳥取県との間で移行に向けた準備を進めています。

中核市に移譲される権限のうち最も多くを占めるのが保健所に関するものであり、市は独自に保健所を設置する必要があります。近年、高齢化社会の進展、新型インフルエンザ等感染症の流行による健康危機に対する懸念の増大、食の安全に対する関心の高まりなど、地域の保健医療や環境衛生等を取り巻く状況は大きく変化しており、保健所の役割はますます重要になっています。

本市は、新たな保健所の整備に向けて、「鳥取市保健所設置検討有識者委員会」を設置し、市民の健康増進と市民サービスの向上に向けた保健所の在り方について検討を重ね、本年3月17日に「鳥取市保健所の在り方に関する提言」をいただきました。

本市は、この提言を踏まえて、4月6日、鳥取市保健所設置基本構想（案）（以下「基本構想（案）」という。）を策定し、市民政策コメントを行うとともに、保健医療及び環境衛生、子育て支援等に係る関係団体の代表者や公募委員からなる「鳥取市保健所設置検討委員会」を設置して、この基本構想（案）について、延べ6回にわたり検討を重ね、様々な意見をいただきました。この「鳥取市保健所設置基本構想」は、この委員会における意見や市民政策コメントに寄せられた意見などをもとに策定したものであり、新たな保健所を、現在の鳥取保健所の機能や役割を引き継ぎながら、住民の多様なニーズに対応するための地域保健医療・環境衛生行政の拠点として整備する基本的な方針とすることを目的とするものです。

2 保健所の設置時期

鳥取市の保健所の設置は、中核市移行とあわせて平成30年4月1日です。

3 保健所の所管区域

鳥取市の保健所が所管する区域は鳥取市です。

また、鳥取県と岩美町、若桜町、智頭町及び八頭町との間で、各町に係る保健所の業務について、鳥取県から鳥取市へ事務の委託を行う方向性がまとまり、調整が進められています。鳥取市が事務の委託を受けることで、4町の区域は鳥取市の保健所の業務の対象区域となります。

4 保健所設置の基本方針

鳥取市の保健所は、鳥取県の鳥取保健所の機能を引き継ぐとともに、地域保健医療・環境衛生行政の拠点として、住民の健康増進など、サービスの向上を図るため、次の方針に基づいて設置します。

(1) 地域保健医療と環境衛生の充実・向上

地域社会が直面している保健医療・環境衛生の課題に対応する拠点として位置付け、地域保健医療及び環境衛生対策に万全を期し、住民の健康の保持・増進と環境衛生の向上に取り組みます。

(2) 情報発信の充実

保健所の業務を広く住民に理解していただくとともに、健康増進に向けた地域保健に関する思想の普及や健康危機管理のために必要な情報の発信に取り組みます。

（３）関係機関、団体との連携

保健所の運営にあたり、感染症などの広域的課題に迅速に対応していくため、引き続き関係機関・団体と情報共有を図るとともに、透明性を確保して、各機関の意見を反映しながら、より一層連携を強化します。

（４）住民サービス及び利便性の向上

保健医療分野と環境衛生分野の業務を一体的に行うとともに、各種手続きの簡素化を進め、利用者の利便性の向上に努めます。また、住民に最も身近であるという基礎自治体の利点を生かし、総合支所や保健センター等と連携した相談窓口の設置など、きめ細やかなサービスを実現します。

（５）健康・子育て支援等の拠点整備

これまで保健所が対応してきた地域の保健医療・環境衛生の業務に加えて、健康づくりや母子保健等、本市の保健センターが担ってきた業務、さらに妊娠、出産、子育て、就学支援等関連する業務を集約して連携強化を図り、健康・環境衛生・子育て等の総合支援の拠点として整備します。

（６）人材の確保と業務の円滑な移譲

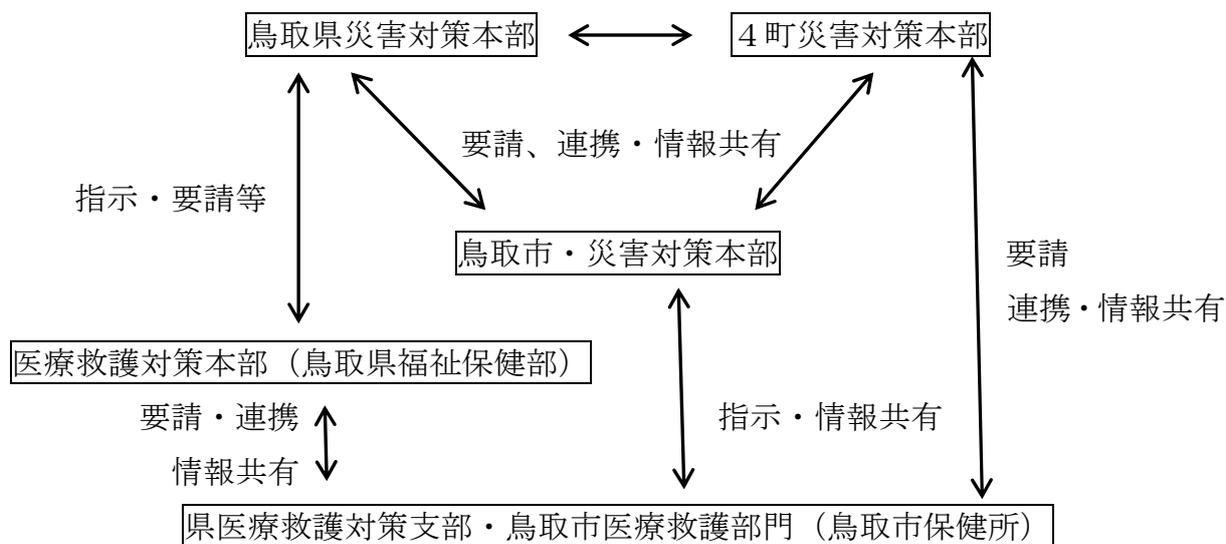
保健所には高度な専門性を有する人材が必要です。保健所の業務を円滑に引き継ぎ、住民の健康増進や環境衛生の向上を図るため、鳥取県と連携して職員の派遣や研修等により、必要な人材確保及び育成を行います。

（７）健康危機管理、災害医療への対応

近年、新型インフルエンザなどの感染症、食の安全等の健康危機管理や災害時の医療体制等が重要となっています。本市の地域防災計画における保健所の役割を医療救護部門として位置付け、関係機関との緊密な連携体制を築き、これらに対する予防・対応能力を強化します。

なお、広域的な災害が発生した場合には、鳥取県の東部・中部・西部の各圏域ごとに医療救護対策支部が設けられます。県東部地区については、本市の保健所が医療救護対策支部の役割を担い、県と連携して医療救護の対応にあたります。感染症などの健康危機管理の事案が発生した場合も県と連携して対応にあたります。

【災害時の医療救護体制イメージ図】

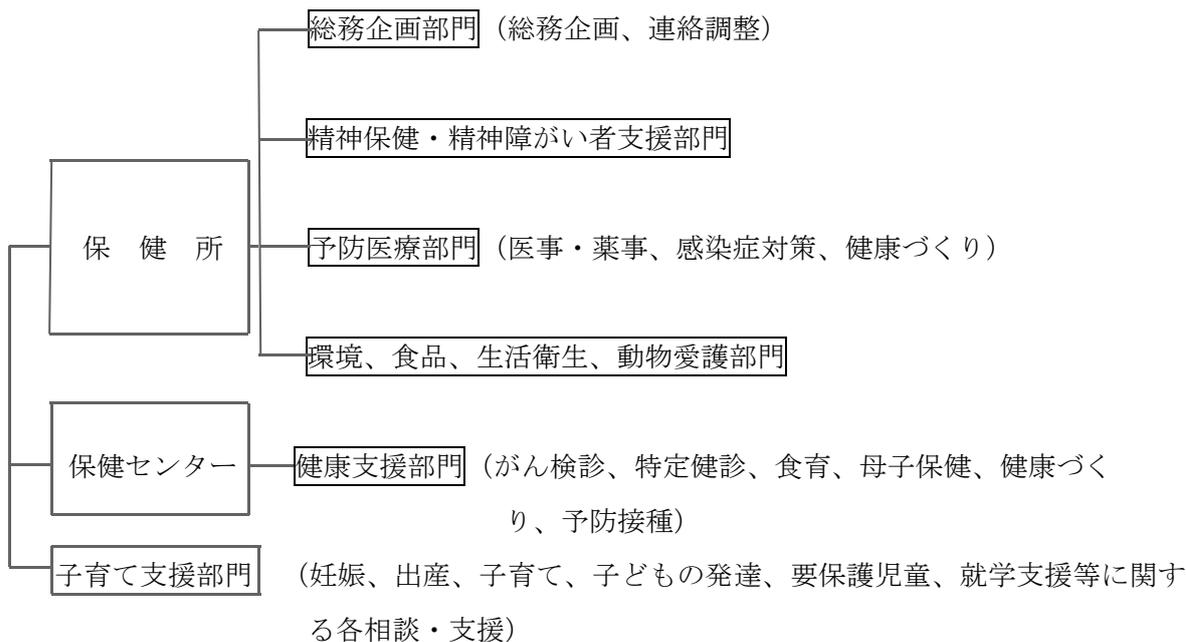


* 今後も、県と引き続き、医療救護体制のあり方について検討してまいります。

5 組織体制

保健予防、健康増進、環境衛生、子育て等を総合支援する拠点整備のため、保健所と保健センターの連携を強化した組織体制とします。

組織体制のイメージ (案)



* 保健所、保健センター、子育て支援部門の業務は別記1参照

6 職員の確保と育成

保健所の設置に伴い、医師（保健所長）・獣医師の配置が法律で定められているほか、保健師、薬剤師、精神保健福祉士など業務内容に必要な専門的知識・技術を有する職員の採用が必要です。

鳥取県からの保健所事務の円滑な引き継ぎのため、これら専門職員の確保について、鳥取県との職員の派遣及び交流を行いながら、本市において必要な職員の採用及び事前研修等を通じて、保健所の運営を担う人材を計画的に養成し確保します。

7 保健所の施設

保健所の施設は、鳥取市保健所設置検討有識者委員会の提言、市民政策コメント、鳥取市保健所設置検討委員会の意見を踏まえ、施設利用者の交通の利便性や駐車場の確保とともに、保健センターや子育て支援部門の配置に必要な施設規模が求められます。また、鳥取市総合福祉センター（以下、「さざんか会館」という。）や鳥取市障害者福祉センター（以下、「さわやか会館」という。）等周辺の福祉関連施設や、鳥取県東部医師会、鳥取県東部歯科医師会、鳥取県薬剤師会東部支部等関係機関との連携、さらに、施設整備に必要な経費抑制の観点から、駅南庁舎を活用することとします。

なお、駅南庁舎の整備は、本市新本庁舎が完成し、現在の駅南庁舎に配置されている機能が新本庁舎に移転した後となるため、それまでの保健所の暫定的な設置場所については、利便性や他の機関との連携の観点を踏まえ、引き続き検討を重ねていきます。

（1）駅南庁舎活用のメリット

- ①保健・医療・福祉・環境衛生分野で鳥取県東部圏域の連携強化に資する立地環境であること。
- ②公共交通機関の利便性や車での来訪者に対応できる駐車場が確保されており、住民の利便性の向上に資すること。
- ③さざんか会館、高齢者福祉センター、さわやか会館など福祉関連施設が集積し、福祉保健ゾーンとして相乗効果が見込まれる等、立地環境が優れていること。
- ④保健所に必要な診察室、相談室、研修室の確保や来訪者のプライバシーの配慮、障がい者、難病患者の利用に対応可能なユニバーサルデザインへの配慮が可能であること。
- ⑤保健所の他、保健センター、子育て支援部門等の配置に必要な床面積が確保で

きること。

- ⑥既存施設を活用することにより、用地の取得や施設の建設などの経費を大幅に抑制することができること。

(2) 駅南庁舎の概要

建築年	平成元年	
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC）6階地下1階	
面積	敷地面積 5,781 m ² 、延床面積 27,648 m ²	
	庁舎利用	6,100 m ² （内 2,283 m ² は地下会議室及び倉庫）
	庁舎以外	21,548 m ² （内駐車場 9,499 m ² 、6 F プール、2 F 図書館）
駐車台数	来訪者用 204 台（その他プール利用者用等 122 台）	

(3) 利用計画の概要

駅南庁舎に保健所、保健センター、子育て支援部門等を配置し、健康、環境衛生、子育て等の総合支援拠点として整備します。

保健所として、健康危機管理、感染症、医事、薬事、疾病対策、健康増進、精神保健、生活衛生、食品、動物愛護などの機能を配置するほか、保健センターとして、従来どおり、成人保健、歯科保健、母子保健、食育、栄養改善などの機能を配置します。また、成人の検診や健康相談、健康チェックなど、多目的に利用できる場の設置を検討します。

さらに、子育て支援部門として、妊娠、出産、子育て、子どもの発達、要保護児童、就学支援等に関する各相談・支援の機能を配置し、妊産婦や乳幼児が集え、親子がゆっくり時間を過ごせる場や、手続きや相談中の親から見える位置に子どもたちが遊べるふれあいコーナー、子どもの一時預かりコーナーなどの機能を検討します。

【各階の利用の一例】

配置機能				有効面積	階数
プール施設	駐車場				6階
診察・相談フロア	放送大学	駐車場		135 m ²	5階
駐車場					4階
健診フロア	駐車場			536 m ²	3階
鳥取市立中央図書館					2階
保健所・保健センター・子育て支援部門等				3,146 m ²	1階
会議室	倉庫	書庫	図書館書庫	2,283 m ²	地階

*各機能の位置や面積は、今後、検討を進めます。

(4) 保健所業務の関連施設の検討

以下の保健所に関連する施設の確保について、県と調整を進めていきます。

- ・犬・ねこ等の収容施設

現在の県の施設を引き続き利用することについて、県と協議を進めます。

- ・衛生検査業務を行う施設

保健所業務のうち、衛生検査業務のための新設・整備は行わず、現在の鳥取保健所と同様に、検査業務を県の検査機関や民間へ委託する方向で検討します。

別記 1

区分	業務内容
保健所業務	<p>【総務企画部門】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域保健医療計画の進捗管理及び推進に関する事。 ・健康課題の把握及び地域保健推進に関する広域的な調整・連携に関する事。 ・在宅医療・介護の連携体制の整備に関する事。 ・人口動態統計、保健統計等情報の報告、収集及び発信に関する事。 ・国民生活基礎調査等の統計調査に関する事。 ・関係機関の職員等に対する現任教育を含めた研修及び保健師、栄養士等学生等の受入れ等人材育成に関する事。 <p>【精神保健・精神障がい者支援部門】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神保健福祉に関する保健指導に関する事。 ・精神障がい者の医療及び保護に関する事。 ・精神障がい者の地域移行・地域定着支援に関する事。 ・精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事。 ・自立支援医療（精神通院医療）に関する事。 ・ひきこもり対策に関する事。 ・アルコール依存症・薬物依存症対策に関する事。 ・高次脳機能障害者の支援に関する事。 ・自死対策に関する事。 <p>【予防医療部門】</p> <p>(健康危機管理（災害を含む。）関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等新たな感染症、被ばく、災害等の発生時の医療等提供体制の整備に関する事。 <p>(感染症関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関等の院内感染対策を支援する地域ネットワークの推進に関する事。 ・O157等感染症の発生予防、発生時の疫学調査及びまん延防止に関する事。 ・エイズ、性感染症、肝炎、風疹等についての啓発、相談及び検査に関する事。 ・結核予防及び結核患者の支援に関する事。

保健所業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ハンセン病の啓発に関すること。 ・予防接種による事故報告等に関すること。 ・検疫法に関すること。 <p>(医事関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・診療所、歯科診療所、助産所、施術所、歯科技工所等の許可、届出に関すること。 ・病院、診療所、歯科診療所、助産所に係る医療法第25条に基づく報告の徴収、立入検査（医療監視）、施術所、歯科技工所等の立入検査に関すること。 ・医療への苦情・心配事の相談対応、情報の提供等医療安全に関すること。 （医療安全支援センターの設置） ・適正受診の啓発、AEDの貸出し等救急医療の確保に関すること。 ・死体解剖の許可に関すること。 <p>(薬事関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・薬局等医薬品販売業、高度管理医療機器販売業等の許可、届出及び指導監視に関すること。 ・毒物劇物販売業等に係る登録、届出及び指導監視に関すること。 ・薬物乱用防止に関すること。 ・献血推進に関すること。 <p>(疾病対策関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・難病患者の医療費の助成及び支援に関すること。 ・小児慢性特定疾病患者の医療費の助成及び支援に関すること。 ・肝炎治療費の助成及び支援に関すること。 ・原爆被爆者医療費の助成及び支援に関すること。 ・石綿・森永ヒ素ミルク中毒等健康被害者の医療及び支援に関すること。 ・熱中症予防の情報提供、光化学オキシダント等についての健康相談に関すること。 <p>(健康増進関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康づくり応援施設の認定等県民の健康づくりの環境整備に関すること。 ・健康づくりに関する広域的で特に重要な課題（がん対策、糖尿病対策、認知症対策等）に関すること。 ・女性の健康問題の相談等に関すること（女性健康支援センターの設置）。 ・不妊治療費の助成に関すること。 ・広域的な母子保健・思春期健康問題に関すること。
-------	--

<p>保健所業務</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・広域的な栄養改善及び食育の推進に関する事。 ・栄養改善・食育推進の組織及びネットワークづくりに関する事。 ・特定給食施設の指導に関する事。 ・食品表示の指導に関する事。 ・栄養士免許の申請に関する事。 ・広域的な歯科保健の課題に関する事。 <p>【環境・生活衛生部門】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水、大気環境に関する事。 ・土壌汚染対策に関する事。 ・石綿健康被害防止に関する事。 ・騒音、振動、悪臭に関する事。 ・特定工場における公害防止に関する事。 ・環境学習・環境教育に関する事。 ・理・美容所、旅館、興行場、クリーニング所及び公衆浴場の環境衛生に関する事。 ・温泉の利用、環境衛生等に関する事。 ・建築物における衛生的環境に関する事。 ・衛生害虫の相談に関する事。 ・水道施設の衛生に関する事。 ・一般廃棄物処理施設の設置許可に関する事。 ・廃棄物処理施設等に対する立入検査等に関する事。 ・産業廃棄物に関する事。 ・産業廃棄物処理施設、処分業、収集運搬業の許可等に関する事。 ・廃棄物の不法投棄に関する事。 ・熱回収施設の認定に関する事。 ・浄化槽に関する事。 ・自動車リサイクルに関する事。 ・使用済タイヤの適正保管に関する事。 ・ダイオキシン対策に関する事。 ・ポリ塩化ビフェニル廃棄物に関する事。 ・フロン類の使用、管理等に関する事。 ・化製場に関する事。 <p>【食品・動物愛護部門】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品営業許可に関する事。
--------------	--

<p>保健所業務</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・食中毒に関すること。 ・食品衛生監視に関すること。 ・給食施設の監視指導に関すること。 ・調理師・ふぐ処理師免許に関すること。 ・製菓衛生師に関すること。 ・魚介類の行商に関すること。 ・食品関係営業者に対する衛生教育に関すること。 ・食品表示・景品表示に関すること。 ・米穀等の取引及び産地情報に関すること。 ・食鳥処理場及び食鳥処理に関すること。 ・狂犬病予防に関すること。 ・動物の愛護及び管理に関すること。
<p>保健センター業務</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・成人保健に関すること。 がん検診、特定健診、特定保健指導、健康教育、保健指導、健康相談、訪問指導 ・歯科保健に関すること。 歯科検診、健康教育、健康相談、フッ素塗布、6歳臼歯保護推進事業 ・母子保健に関すること。 母子健康手帳交付、妊婦相談、乳幼児健康診査、子育て相談、新生児訪問、乳幼児訪問、ブックスタート事業、離乳食講習会、喫煙防止対策 ・食育に関すること。 食育教室 ・栄養改善に関すること。 健康教育、栄養相談 ・不妊・不育治療に関すること。 ・献血推進に関すること。 ・鳥取市民健康づくり推進協議会に関すること。 ・鳥取市民健康ひろばに関すること。 ・AEDに関すること。 ・健康危機管理業務に関すること。 ・熱中症対策に関すること。

保健センター業務	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症予防に関すること。 ・予防接種事業に関すること。 ・公衆浴場に関すること。 ・市民健康手帳に関すること。 ・自死予防対策に関すること。 ・「とっとり市民元気プラン」に関すること。 ・糖尿病対策に関すること。 ・精神保健に関すること。 <li style="padding-left: 2em;">訪問指導、健康教育、健康相談、デイケア、家族会 ・難病に関すること。 <li style="padding-left: 2em;">訪問指導、来所相談、電話相談
子育て支援業務	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て短期支援事業に関すること。 ・親と子のすこやか推進事業に関すること。 ・養育支援訪問事業に関すること。 ・特定妊婦支援に関すること。 ・妊娠、出産包括支援事業に関すること。 ・望まない妊娠相談及び支援に関すること。 ・発達支援保育指導委員会に関すること。 ・子どもの発達相談・支援に関すること。 ・若草学園に関すること。 ・小集団療育に関すること。 ・親子療育に関すること。 ・保育訪問相談に関すること。 ・発達障がいの研修・啓発に関すること。 ・保育園、幼稚園、学校等支援に関すること。 ・鳥取市要保護児童対策地域協議会に関すること。 ・児童虐待防止研修会に関すること。 ・児童虐待に係る市民啓発に関すること。 ・その他虐待防止に関すること。

* 現在の鳥取保健所が行っている保健所業務は、鳥取市において継続して行います。

<参考資料>

1 保健所の業務

(1) 地域保健法に基づく業務

保健所では、地域保健法第6条及び第7条に基づき、統計、食品衛生、環境衛生、医事及び薬事、歯科保健、精神保健、感染症予防等に関する業務を行います。

【地域保健法（抄）】

第六条 保健所は、次に掲げる事項につき、企画、調整、指導及びこれらに必要な事業を行う。

- 一 地域保健に関する思想の普及及び向上に関する事項
- 二 人口動態統計その他地域保健に係る統計に関する事項
- 三 栄養の改善及び食品衛生に関する事項
- 四 住宅、水道、下水道、廃棄物の処理、清掃その他の環境の衛生に関する事項
- 五 医事及び薬事に関する事項
- 六 保健師に関する事項
- 七 公共医療事業の向上及び増進に関する事項
- 八 母性及び乳幼児並びに老人の保健に関する事項
- 九 歯科保健に関する事項
- 十 精神保健に関する事項
- 十一 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病により長期に療養を必要とする者の保健に関する事項
- 十二 エイズ、結核、性病、伝染病その他の疾病の予防に関する事項
- 十三 衛生上の試験及び検査に関する事項
- 十四 その他地域住民の健康の保持及び増進に関する事項

第七条 保健所は、前条に定めるもののほか、地域住民の健康の保持及び増進を図るため必要があるときは、次に掲げる事業を行うことができる。

- 一 所管区域に係る地域保健に関する情報を収集し、整理し、及び活用すること。
- 二 所管区域に係る地域保健に関する調査及び研究を行うこと。
- 三 歯科疾患その他厚生労働大臣の指定する疾病の治療を行うこと。
- 四 試験及び検査を行い、並びに医師、歯科医師、薬剤師その他の者に試験及び検査に関する施設を利用させること。

(2) 保健所の業務に必要な職種

地域保健法施行令の規定に基づき、医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、保健師、助産師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、管理栄養士、栄養士、歯科衛生士、統計技術者その他保健所の業務を行うために必要な者のうち、保健所の業務に必要な職種を配置します。

2 利便性の向上、住民サービス向上の具体例

(1) 中核市移行及び駅南庁舎整備後の一体的配置のメリット【例示】

項目	現状	一体的配置のメリット
健康・子育て等の総合支援の拠点整備	各課が個別に対応、相談窓口が一元化されていない。	保健所と保健センター及び子育て支援部門が駅南庁舎に配置され、きめ細かく迅速なサービス提供が可能となる。
母子・父子・寡婦福祉資金の貸付	市が受理、県が審査・貸付	市が一括して事務を行うことで、手続きのワンストップ化による事務処理のスピードアップを図ることができる。
障害者手帳の交付	市が受理、県が審査・発行、市が交付	
母子健康手帳の交付	4階の保健センターで交付。支援の必要な妊婦に対しては3階のスタッフが4階に上がり相談を受けている。	両部門の連携がより密になるとともに、来訪された方の待ち時間の短縮につながる。
不妊・不育治療の助成	<ul style="list-style-type: none"> ・県の助成は保健所に申請 ・市の助成は保健センターに申請 (県の助成対象となった人が市の助成対象となる。)	同じ場所で同時に県と市の申請ができる。
がん検診の啓発、がんについての健康教育	<ul style="list-style-type: none"> ・小・中・高校、職域は保健所が担当 ・上記以外の者については市が担当 	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校から高齢者まで各ライフステージに適した啓発及び教育が一連の流れの中で連携して実施できる。 ・市が実施している検診について情報提供し、個々の状況に応じた対応が可能になる。
生活習慣病対策、歯科保健対策	保健所、市それぞれが個別に施策を実施	保健所と保健センターとが連携して市民の実態に即した、より効果的な施策を立案し実行することができる。

項目	現状	一体的配置のメリット
小児慢性特定 疾病医療費助 成、肝炎治療費 助成、難病医療 費助成	・医療費の助成は保健所に申請 ・対象者に対しての支援、情報 提供、相談等は保健センター の保健師が対応。	対象者と保健師との関わりの中 で、サービスと支援が一元化 され、切れ目なく申請の案内、 その後の状況把握及び支援が 可能となる。
精神障がい者 等への相談支 援	保健所としての専門的支援。 市としての相談支援。	保健所と保健センター及び障 がい福祉課が連携して、一元的 な支援ができる。
妊娠期から子 育て期及び成 人期までの一 貫した相談支 援	保健センター、こども発達・家 庭支援センター、市の福祉関連 部局、学校及び教育委員会が乳 幼児と学童とその家族に対し て、相談支援を行っているが、 就学期を境に支援の連携が課 題となっている。	子育て支援部門と教育委員会 の関連部門の一部を一体的に 提供することにより、相談支援 の窓口を一本化して情報を共 有することで、乳幼児期から児 童期、思春期、成人期までの一 貫した相談・支援が可能とな る。

(2) 総合支所の活用例

- ・各総合支所で申請手続きをする書類の受付（交付）を行います。